

令和 5 年度 部活動に係る活動方針

[活動方針策定の趣旨等]

北海道札幌東商業高等学校（以下「本校」という。）は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針（平成 31 年 1 月北海道教育委員会決定）」に則り、「北海道札幌東商業高等学校の部活動に係る活動方針」（以下「本方針」という。）を策定する。

部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。

また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。

本校は、本方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりしない。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動及び外局

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

バスケットボール部、ソフトテニス部、硬式テニス部、バレーボール部、バドミントン部、卓球部、陸上競技部、剣道部、ソフトボール部、女子サッカー部、ボウリング部、弓道部、珠算部、簿記部、マーケティング部、情報処理部、ワープロ部、演劇部、書道部、華道部、茶道部、美術部、軽音楽部、吹奏楽部、ボランティア部、マンガアニメ部、英語部、写真部、料理部、中国語部、新聞局、図書局、放送局

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、郵便や電子メールなどにより次の連絡先あてに提出することとする。

連絡先：〒004-0053 札幌市厚別区厚別中央 3 条 5 丁目 6 番 10 号

北海道札幌東商業高等学校

TEL : 011-891-2311 FAX : 011-891-2390

E-mail sattosho-zO@hokkaido-c.ed.jp

担当：教頭（不在の場合は、副校長）

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ・各部の責任者(以下「部活動顧問」という。)は、年間の活動計画及び月別活動計画・活動実績を作成し、校長に提出する。
- ・部活動顧問は、月別の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

- ・部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- ・生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場(部活動顧問会議等)を定期的に設ける。
- ・部活動指導員の配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等について指導し、徹底させる。
- ・教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成 30 年 2 月 9 日 付け 29 文科初第 1437 号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ・「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」(平成 31 年 3 月 13 日 北海道教育委員会改訂)で示している、働き方改革に向けた取組を推進する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(1) 運動部活動における適切な指導

運動部顧問は、生徒に対し、次の点に注意しながら適切な指導を行う。

- ・スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を

適切に取り組むことが必要であること。

- ・過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- ・生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- ・生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- ・専門的知見を有する保健体育科担当の教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 文化部活動における適切な指導

文化部顧問は、生徒に対し、次の点に注意しながら適切な指導を行う。

- ・生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。
- ・過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
- ・生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- ・生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- ・専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(3) 部活動用指導手引の活用

- ・部活動顧問は、関係団体等が作成した指導手引を活用するなどして、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、学校評議員やPTA等からの要望等を踏まえるとともに、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるようにする。あわせて、部活動指導に関する教師の負担軽減の観点からも十分配慮する。

なお、休養日等の設定については、次の(1)を基本とするが、中学校教育の

基礎の上に多様な教育が行われていることなどに留意し、弾力的に運用することができることから、その際には、(2)～(4)までのとおりとする。

(1) 基準

- ・学期中は、週あたり2日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 休養日の設定（下限）

- ・学期中は、平日に週1日（年間52日）以上、週末又は祝日に月1日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日（年間9日）を休養日とし、年間73日以上を休養日とする（週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- ・定期考査の1週間前及び考査終了までは、原則として休業日とする。

(3) 活動時間の設定（上限）

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

(4) 部活動の特性に応じた休養日等の設定

- ・積雪のため屋外での活動が制限されるソフトテニス部、硬式テニス部、陸上競技部、ソフトボール部、女子サッカー部等についても、休養日及び活動時間は上記(1)及び(2)の基準を原則とするが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のように実施することもある。
- ・休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。
- ・ただし、こうした実施の仕方の場合であっても、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、上記(1)及び(2)の基準と異なる休養日や活動時間の設定が常態化しないよう休養日や活動時間を設定する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- ・家庭の経済状況にかかわらず、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設や文化施設の活用、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形で地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- ・学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校運営に支障のない範囲で、関係規程に則り学校施設開放事業を行う。
- ・学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。
- ・生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適切な数の部活動数や顧問の複数配置、また、学校の部活動が参加する大会等の回数等について、継続して検討する。

5 部活動の充実に向けて

(1) 部活動指導の充実を図る取組

部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内及び管内での普及に努める。

(2) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

- ・部活動顧問は、部活動が、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、適切な指導を行う。
- ・指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、生徒との信頼関係づくりを活動の前提とすること。
- ・部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為をしないこと。

(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

- ・部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、適切に指導を行う。
- ・生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行う。

(5) 家庭や地域との連携を図る取組

- ・部活動顧問は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けることなどに協力し、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。
上記5の精査に当たっては、部活動が、地域の人々の協力や地域の関係
- ・団体との連携、民間事業者の活用等により、学校と地域が共に子供を育てるという視点が重要であることに十分配慮して、判断する。

(6) 障がいのある生徒の部活動の充実

部活動顧問は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。

校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。

付則 平成31年4月1日より施行